

地域県土警察常任委員会資料

(令和5年12月18日)

[件 名]

- 投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会（第4回）の開催結果について
【市町村課】・・・ 2ページ
- 北朝鮮人権侵害問題啓発週間の取組について
【人権・同和対策課】・・・ 7ページ
- ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 に向けた準備状況について
【ねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課】・・・ 9ページ
- 西部総合事務所3号館・米子市役所鞆町庁舎内でのデジタルカメラの紛失について
【西部総合事務所県民福祉局】・・・ 10ページ

地域社会振興部

投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会（第4回）の開催結果について

令和5年12月18日
市 町 村 課

標記の研究会の第4回目の会議を開催しましたので、その概要を報告します。

1 日時・場所等

- (1) 日時 12月12日（火）10:00～12:00
- (2) 場所 県庁議会棟3階 特別会議室
- (3) 出席者

ア 委 員 谷口座長、河村副座長、井上委員、小島委員、山下委員、山田委員
イ 自治体代表 平井知事、深澤鳥取県市長会会長（鳥取市長）
※鳥取県町村会は欠席。
※総務省自治行政局行政課、同省選挙部選挙課・管理課、各市町村がオンラインで視聴

2 内容

これまでの議論に基づく研究会報告書案（別紙）を提示し、これを中心に議論、意見交換を行った。

※委員からは「現状をかなり正確に汲み取った構成になっている」、「これまでの議論が過不足なく詰め込まれ、非常にいい内容にまとまっている」といった発言もあるなど、研究会報告内容は概ねまとまりつつあるところであり、以下は研究会報告への追記を提案する意見である。

〔主な意見〕

(1) 主権者教育関係

- ・学校ごとに取組に差があるため、全ての学校が地域探究学習等で選挙や地域課題について学習する時間を設けたり、各校が活用できるような主権者教育のための県独自の教材を作成したりする必要性について明記すべき。
- ・小・中・高校生、大学生、社会人と、発達段階に応じて主権者教育を進める必要があるといった観点を追記されたい。
- ・例えば選挙トリアピアといったような生徒の興味をひく知識をアーカイブ化し、活用しやすいよう整理しておく、現場での主権者教育の助けになる。

(2) 投票環境の向上関係

- ・統一地方選において発生した立候補者の同姓同名問題は、他の自治体でも起こりえ、選挙の現場の混乱が起きる可能性がある。市町村の裁量での対応は困難なので、国としての考え方の整理の必要性について明記しておくべき。
- ・移動式期日前投票所とタブレットを使った投票方法を組み合わせ、中山間地の足腰の不自由な方が投票できるようにするなど、複数の取組を組み合わせ投票環境をサポートするという観点も必要である。

(3) 議員のなり手不足解消関係

- ・民間企業に勤めている方が立候補する場合、現実的には職を辞さないといけない。休職制度や落選した場合に会社に戻ることでできる制度などを導入するようなメッセージを発したい。
- ・議員になりたい人向けの研修会は、少し興味があるといった人向けのものも必要であるし、様々な層の方に情報を提供できるよう工夫すべき。

3 今後の予定

第5回研究会(最終回)を12月26日(火)に開催し、研究会報告をとりまとめる。

※研究会報告は、市町村、総務省等関係機関等と共有し、HP公表により全国の自治体等が閲覧できるようにするとともに、令和6年度政策戦略事業として県の施策へ反映させるなど投票率の向上、議員のなり手不足問題の解消など民主主義の再興に向けた活用を図っていく。

※また、制度改正を求める内容に関しては、その趣旨を踏まえ国への要望等に繋げていく。

投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会報告書（概要）

令和5年12月

- 全国的に国政選挙・地方選挙を問わず投票率が低下傾向にある。また、地方選挙、特に町村議会選挙において議員のなり手不足が深刻化している。鳥取県においても、令和5年4月の知事選挙・県議会議員選挙のいずれも投票率が5割を下回り過去最低の投票率となったほか、県内の直近の市町村選挙のうち、首長選挙では10団体、議員選挙では6団体が無投票となっている。
- 投票率の低下は、選挙結果に多様な意見が反映されず、結果として施策に一部の意見のみが反映されていくおそれがあるなど、健全な民主主義の発展を妨げるものである。また、議員へのなり手不足は、議会の意思決定において多様な住民の意見を反映させることや、議会としての役割を十分に果たすことを困難にするなど、住民自治の根幹に関わる深刻な問題である。
- そのため、本研究会では、県内外の有識者を委員とし、県内の現職の首長や議長の参加の下、県民の政治参加を促進するための検討を行ったものである。

1 検討項目

- ① 民主主義の再興（主権者教育）
- ② 投票環境の向上
- ③ 議員のなり手不足への対策

2 民主主義の再興（主権者教育）

（1）課題認識

- 現在、教育委員会（学校）、選挙管理委員会などの行政機関、自治会その他の団体等において、政治や行政の仕組み等に関する教育、政治への関心を高めるための学習、投票その他の政治参加活動を促進するための啓発などが行われており、選挙時には、積極的な投票参加を促すため各種媒体を活用した広報を集中的に実施しているところである。
- 政治参加を促し投票率を上げていくには、特に、若い頃から政治への理解、関心、責任感を高めていくことが重要である。学校では、政治・社会の問題を取り上げて関心を持たせたり、それらに対する判断力を養うような実践的な教育を行ったりしているが、その時間が必ずしも十分でないことなどにより、政治的関心、投票義務感、政治的有効性感覚が選挙権を得るまでの間に十分に高められていないのではないかと懸念される。

（2）より実践的な主権者教育を進める際の視点

①主権者教育のあり方

- 政治参加を促進するためには、投票が自分たちの生活に結びついているとの住民意識、政治的有効性感覚の醸成が必要であり、そのためには、選挙権を得る以前の小・中学生の頃からの主権者教育の充実が必要である。
- また、地域課題に相對し、住民の意見を吸い上げ、最前線で地方自治を実践する議員から得られる情報は非常に参考となり、主権者教育を推進する上で、議員の幅広い協力・参画をこれまで以上に意識していくべきである。
- こうした地方自治の現場と触れ合う機会の増加を含め、限られた人的資源、財源の中で主権者教育の充実を図っていくためには、Web、動画、SNS、メタバースなどデジタル技術の有効活用、導入を常に意識、検討すべきである。

②学校教育を通じた主権者教育

- 政治や行政そのものへの理解を深め、なぜ選挙をするのかといった根幹からの教育や、地域

課題を扱うなど具体的な題材を活用し、生徒の理解を深めていくことが必要である。

また、これらは、継続して行っていく必要があることから、連続性を持ち、体系的な主権者教育プログラムを作成し、全県下で推進することが有効である。

その内容は、受け入れやすいものとするためにも、主権者教育のあり方を考えるところから当事者である生徒にも参画してもらうことが望ましい。また、IT学習や地域学習と組み合わせ活用できる内容とするなど教員にとっても扱いやすいものであることも必要。

- 授業以外でも、生徒会役員選挙が生徒にとって身近で生き活きとした選挙体験になる。生徒会役員選挙への参加は学校という社会における社会参加の一環であり、生徒会長その他生徒会役員、クラス委員等を決定する過程において、立候補、演説、投票といった選挙の過程にならった民主的な決定の仕組みを模し、積極的に取り入れることが有効である。

③大人の積極的な政治参加

- 子どもへの主権者教育とも絡めて、家庭や地域において、選挙を身近なもの、当然に参加すべきものと捉えてもらう取組も重要である。親子連れ投票を呼び掛け、子どもに大人が選挙に行く姿を見せることや、学校の授業参観で選挙の出前授業をして家庭で選挙や地域課題などを話題にしてもらうことで、選挙への参加意識の醸成を日常事とすることが大切である。
- 特に、行動変容が起きやすいとされる子育て世代に対しては、小学校の参観日、学校行事、PTA行事等の機会を活用し、投票参加を呼びかけることも有効であり、ゲーム感覚で学べるような政治参加促進のプログラムを学校や子ども会等に提案すれば、採用されやすい。
- 地域における選挙啓発の主要な担い手である明るい選挙推進協議会の活性化も重要である。市町村の協議会の委員が推進役となって、話し合い活動等を通じて制度や地域課題に関する知識を深めたりすることができれば政治・選挙への意識啓発の糧になる。
- まちづくり、地域作りに取り組む場を作ることで、住民の地域への愛着を生み、政治参加にも繋がる。また、地域コミュニティにおける女性の積極登用も女性の政治参加への素地となる。

④政治や社会課題に対する無関心の克服

- 社会に根付いた政治や社会課題と距離を置く気風や姿勢は、一朝一夕に変えられるものではない。若い世代を中心とした主権者教育の継続、模擬投票その他県民の政治参加を促していく継続的な取組等により、長期間をかけて少しずつ県民の意識を醸成していくことが必要。

3 投票環境の向上

(1) 課題認識

- 投票環境の向上については、ライカーとオーデシュックによるモデルに基づき、投票行動を分析、検討し、個々の選挙人の効用を増大させ、実際に投票行動に結びつける施策を検討、立案することが重要である。
- 投票に、より行きやすく取り組んでいくことはもとより、投票に行きたくても行けない人、行きにくい人を切り捨てないことが重要である。投票率の向上のためには、主権者教育の充実とともに投票環境向上の取組が必須であり、両面からの事業展開が必要となる。

(2) 投票環境向上を促進する際の視点

①選挙人の投票利益を増大させる有効な対策

- 投票に係るコストを低減する方策としては、投票機会の中心である当日投票所の維持と投票所へのアクセスの向上、バリアフリー化・ユニバーサル化はもちろんのこと、移動式の期日前投票所の設置等各種の投票機会確保・増加の取組や、入手しやすく分かりやすい情報収集手段の提供などが重要となる。中でも、投票に行きたくても行けない方（コストが非常に大きい方）の権利の保障は最も優先されるべきものである。
- 鳥取県の良さを生かし、地域の祭やイベントと投票を結びつけることや、選挙情報について

若年層を中心に手に取りやすくするためにも漫画やアニメを活用することも一法である。

- 様々な取組は考えられるが、県も市町村も財源・マンパワーが限られ、それぞれ環境が異なる中で、自治体がそれぞれ有効な施策を取捨選択していくことが重要。マンパワー不足を補うためにはデジタルの活用なども有用である。

②当日投票所の維持・増設、あり方

- 投票する権利は民主主義の基礎であり、選挙人の投票の機会を広く確保することが極めて重要である。投票日当日の投票を原則とする現行の選挙制度の下において、当日投票所の維持又は増設は、選挙人の投票機会を確保する上で、最も基本的で重要な取組であるといえる。
- 一方で、投票所を維持する上で、投票所を運営するための人的な資源・人材の確保が最も大きな課題と考えられ、例えば、都市部から山間部へ投票立会人を派遣するなど、市町村をまたいで投票立会人を確保する仕組みを構築するなど、鳥取県独自の取組も検討する必要がある。

③移動支援、移動式期日前投票所等の各種投票機会確保

- 期日前投票が伸びている状況において、駅、大学、ショッピングセンターなど利便性の高い施設への期日前投票所の設置促進のほか、期日前投票ができるよう学校や企業に対し投票参加への協力を促すことも重要である。
- 今後のさらなる人口減少を考慮すると、中山間地の免許返納をした高齢者など、交通面などで特に投票が困難な方々の利便性を向上させていくという観点、方策は欠かせない。
- やむを得ず投票所の統廃合を行う場合も、選挙人の投票権保障の観点から、代替措置としての共通投票所の設置、(移動式)期日前投票所の増設、移動支援等の方策の検討が必要である。

④現行選挙制度・投票制度の問題点

- 全国的に投票立会人の確保困難が投票所の数の減少につながる要因の一つになっている。投票管理者による代替・投票立会人の廃止などの制度改正を早急に行い、投票立会人が不足することを理由にして当日投票所が閉鎖されるような事態は避けるべきである。併せて、投票所を維持し、選挙人の投票する権利を守るためにも、デジタルを活用したカメラ越しの立会などの運用改善(モデル事業として実際の投票所での試行導入をしてはどうか)を考えていく必要がある。
- 投票において選挙人の意思が正確に反映されるように、選挙に関する情報は、より分かりやすく、入手しやすくする必要がある。例えば、同日に行われる別々の選挙に氏名及び党派が同一の候補者が立候補した場合において、候補者の混同をどう防止していくか、といった点についても考えていく必要がある。
- インターネット投票に関して、投票に行かなくても投票できる仕組みが投票率を上げる効果があるのは疑いがなく、民主主義の危機を脱するためにも、国において検討を加速し、早期導入をすることが求められる。
- その他、障害のある方の投票の方法・情報提供のあり方や、働き方やライフスタイルが多様化した現代における現行の公職選挙法の規定や実務上の取扱いについて、民主主義の再興のためには、抜本的に見直していくことの提案も必要である。

4 議員のなり手不足に対する対策

(1) 課題認識

- 議員のなり手不足、性別・年代等の偏在化は、首長とともに、地方自治の両輪として重要な役割を担う地方議会の機能低下となり、地方議会に期待される、行政への監視機能、住民代表としての提案機能等の弱体化となる。また、少子高齢化、人口減少社会において、議員のなり手対策や議会を構成する議員の多様化を確保しなければ、多様かつ複雑な地域課題に迅速に対処できないこととなり、地域の停滞に繋がるおそれがある。

○この懸念を打破するために、現状だけでなく、将来を見込んだ未来の議会の活性化や議会運営の持続可能性を考慮しつつ、議会が主体的に議会改革を行う議論を継続することが求められるとともに、議員のなり手不足の解消と議員の多様性を確保する必要がある。

(2) 議員のなり手不足対策を促進する際の視点

①住民が参画し身近な存在に感じることができる議会・議員活動

- 議員のなり手不足解消のための第一歩として、議会・議員の役割、活動等を住民に十分知ってもらい、住民にとって議会・議員が身近な存在と認識してもらうこと、仕事の魅力を感じてもらわなければならない。また、主権者教育の担い手としても議員の役割は重要である。
- 幅広い住民とのコミュニケーション、理解促進のためには、これまでの議会だよりや議会報告会だけでなく、議場を活用したふれあいイベント、学校や福祉施設への出張議会、住民団体等とのテーマ別意見交換会など、より多くの世代や多様な属性の住民との積極的な交流に努めることで、住民との距離が縮まることが考えられる。
- 今後は、リアルな交流を大切にしつつも、SNSを活用した議員と住民との意見交換など、デジタル技術を積極的に活用し、より多くの住民との接点や交流を持ちコミュニケーションを図ることで、より多くの住民の意見や現場の声を吸い上げることが可能と考えられる。
- 全国の事例にある議会モニター（議会活動等に対して住民モニターからの意見聴取）や議会政策サポーター（議員と住民の協働による政策提言）など、今後は、住民も傍観者・お客様ではなく、一緒に連携して取り組む地域民主主義の主体的活動者・協力者として、議会活動への参画を促進することが重要となる。
- 継続した住民の議会活動への参画が、議員の仕事や役割、やりがいなどへの理解や協力に繋がることが期待され、地域活動の意欲が高い住民を議会に巻き込み協働して活動していくことがポイントとなる。

②議員の多様性確保のための活動環境の整備と未来志向の議会改革

- 議会は住民の代表として、複雑、困難な地域課題の解決のための政策提言、住民目線による県・市町村行政への監視機能など、これまで以上に力を発揮することが求められている。多様な課題に対処していくため、多様な議員による議論が求められるところであり、若い世代、女性など議員構成を多様化することは重要。選挙、議会運営などで、当然のこととされていた慣例等を見直し、立候補段階、議員就任後の活動段階で、性別、年齢、職業等に限らず誰もが活動しやすいように改めることが求められる。
- 地方議員の確保対策として、報酬を始めとした議員の処遇改善が議論されているが、今後も、議員のなり手不足対策や多様性を確保するために、報酬に関する議論、検討は必須であり、議員として活動するための適正な報酬、手当になっているかどうかを、住民とともに、その活動実態や負担に照らして、定期的に、見直しを図るための議論が必要である。
- 議員になるためには、議員の役割をはじめとする地方自治、議会、選挙等各種制度や実務についての知識が無ければ手を挙げにくいのが実状である。特に、選挙が議員を目指す上での大きな壁になっていることは疑いがなく、立候補したい人への選挙や議会のルール理解促進、啓発は効果が高いものと考えられる。他県の例として、議員の養成講座の開催事例があり、議会・議員の職務、待遇、選挙・立候補等に関する講義、研修会を開催することで、立候補の意思がある住民等への支援・後押しを行っている。
- 議会の改革、取組を進めるためには、これまで挙げた課題について議会において主体的に議論する必要がある。このような議論を促進・加速化するため、広域的な地方公共団体としての県が後押しをすることも一法である。
- 以上のような論点を踏まえ、現議員が、議会改革として継続して、地方議会のあり方、目指す姿を議論し、その理想像に近づくため、僅かであっても一歩ずつ新たな取組を実行することが、未来の議会・地域の活性化に繋がる。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間の取組について

令和5年12月18日
人権・同和対策課

12月10日～16日の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、松本京子さんをはじめ、北朝鮮当局によって拉致されたすべての拉致被害者の一刻も早い帰国が実現されることを願い、県民の皆様(に)拉致問題(について)の関心と認識を深めていただくことにより、本県から拉致問題の解決に向けた機運を高めるため、人権啓発の取組を実施しましたので、その概要を報告します。

1 取組内容

(1) 「拉致問題啓発ミニコンサート」の概要

ア 日時 令和5年12月10日(日)
14:00～15:20

イ 会場 イオン米子駅前店1階吹き抜け広場

ウ 内容

- ①鳥取大学アカペラサークル comodo (コモド) さんが、aikoさんの「桜の時」など2曲を披露
- ②地元演歌歌手の高垣ひろ実さんが、中島みゆきさんの「糸」など3曲を披露
- ③シンガーソングライター 山口采希(あやき)さん(※1)によるライブ。北朝鮮拉致被害者の救出を願って作詞作曲された「空と海のむこう」や曾我ひとみさんが好きな山口百恵さんの「秋桜」など計5曲を披露

※1 大阪出身のシンガーソングライター。ライブハウスにとどまらず、様々な場所で幅広くライブ活動を行っている。令和2年11月に開催した「国民のつどい」にも出演。



拉致被害者御家族の訴え



山口采希さんの歌唱・演奏の様子

エ 署名活動等

当日、北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟の所属議員において、イオン米子駅前店周辺の通行者等への署名活動を実施され、連携してパンフレット配布等を行った。

オ イベントの様子

当日は、約50名の方が来場され、まず、拉致被害者松本京子さんの兄、松本孟さんによる御家族の訴えに来場者が深く聞き入った。ライブでは、鳥取大学医学部アカペラサークル、高垣ひろ実さん、山口采希さんから大切な人を思う歌などが歌唱・演奏され、会場では来場者から盛大な拍手が送られた。

カ 主催

鳥取県、米子市、北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟

(2) デジタルサイネージ(※2)による情報発信

鳥取駅、倉吉駅、米子駅、米子市のYYビジョンにおいて、デジタルサイネージにより北朝鮮拉致問題に関する情報発信を行った。

- ・日時: 12月4日(月)～12月17日(日)
(YYビジョンは12月31日まで)

(※2) 屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称



鳥取駅での情報発信(デジタルサイネージ)

(3) ブルーリボンライトアップ2023

拉致被害者とその家族の再会を願い、「鳥取駅前風紋広場」、「米子公会堂」等においてライトアップを実施した。

- ・米子コンベンションセンター、鳥取駅前風紋広場／12月10日（日）～12月16日（土）
- ・米子市公会堂／12月13日（水）～12月15日（金）

※ 時間はいずれも 17:00～22:00

(4) その他

期間中、鳥取県庁本庁舎1階ロビー等において北朝鮮拉致パネル展を行ったほか、ラジオCM放送による啓発を行った。

2 取組の成果等

(1) 拉致問題啓発ミニコンサート

来場者にアンケートを行ったところ、以下のようなご感想、ご意見があったほか、鳥取大学医学部アカペラサークルや、高垣さん、山口さんの歌唱を様々な方に聞いていただき、あらゆる年代の方に興味を持っていただく機会を提供できた。

- ・拉致問題の重大さ、関わり方がよくわかりました。
- ・とてもよかったですと思います。多くの人に聞いてほしい。
- ・御家族から生の声を直接お聞きして、深く心にささりました。
- ・啓発活動は大変ですが、引き続き頑張ってください。
- ・人権啓発とミニコンサートすばらしい企画だと思います。拉致問題そして差別問題永い永い問題です（道のりです）。解決のためコツコツと続けることが大切です。
- ・もっと早くテレビ、新聞で知らせてほしかった。
- ・拉致問題の一日も早い解決を願っています。
- ・国、政府がもっともっと力を入れて欲しい。何十年も母国に帰れないなんて、誰に言えば解決してくれるのだろう。私の一声がその一助になればと思う。皆の声が届くことを願っています。

(2) 拉致パネル展

拉致パネル展については、県庁玄関ホールの展示において、ロビーで休憩しておられる方、バス待ちの方が、ご家族の思いを綴ったパネルを熱心に読む光景があり、県内で起こった拉致問題を知ることで身近なものとして捉えていただける機会となった。

【参考】北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）では、12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と規定し、北朝鮮による日本人拉致問題、その他北朝鮮当局による人権侵害問題について国民の関心と認識を深めることとされている。

ねんりんピックはばたけ鳥取2024に向けた準備状況について

令和5年12月18日
ねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課

令和6年10月に開催される「ねんりんピックはばたけ鳥取2024」（以下「大会」という。）に向けた準備状況についてご報告します。

1 大会の機運醸成に向けた「全市町村リレーイベント」の開催について

愛媛県から引き継いだ大会旗を全市町村にバトンとしてつなげ、市町村長による大会旗披露に併せて大会をPRするリレーイベントを開催し、市町村と連携して地域の機運向上を図り、大会盛り上げへと繋げていくこととし、12月10日（日）に三朝町からスタートした。（以降の開催市町村等については、年明け以降で調整中。）

＜三朝町でのリレーイベントの開催結果＞

（※「みささ町輝く子どもフェスティバル」（三朝町教育委員会主催）のステージにおいて開催）

- ・日時 令和5年12月10日（日）午後3時30分～4時15分
- ・場所 三朝町総合文化ホール
- ・内容 大会PRキャラバン隊によるステージパフォーマンス
大会旗引き渡し
（県盛田地域社会振興部長から松浦三朝町長へ）
大会での三朝町開催種目「ペタンク」体験会 など



2 大会に向けた協賛金及び協賛車両の提供について

大会に向け、県内外の企業から協賛をいただいております。知事感謝状贈呈式を行った。

(1) 協賛金の提供について

- ア 日本生命グループ（日本生命保険相互会社、ニッセイ情報テクノロジー株式会社）
- ・協賛内容 広告協賛金 100万円
 - ・贈呈式 令和5年12月4日（月）に知事から感謝状を贈呈



日本生命グループ



ごうぎん財団

- イ 一般財団法人ごうぎん財団

- ・協賛内容 広告協賛金 200万円
- ・贈呈式 令和5年12月12日（火）に副知事から感謝状を贈呈

(2) 協賛車両（ラッピングカー）の貸与について

- ア 山陰スバル株式会社
- ・協賛内容 スバル レヴォーグ（1台）貸与
 - ・貸与期間 令和5年11月30日～令和6年10月31日
 - ・車両引渡式 令和5年11月30日（火）



- イ 日産プリンス鳥取販売株式会社

- ・協賛内容 ニッサンセレナ（1台）貸与
- ・貸与期間 令和5年12月20日～令和6年10月31日
- ・車両引渡式 令和5年12月20日（水）（予定）



西部総合事務所3号館・米子市役所糶町庁舎内でのデジタルカメラの紛失について

令和5年12月18日
西部総合事務所県民福祉局

西部総合事務所3号館・米子市役所糶町庁舎（以下「3号館」という。）において、7台のデジタルカメラが紛失する事案が発生した。

そのうち、鳥取県住宅供給公社西部事務所（以下「公社西部事務所」という。）所有のデジタルカメラ1台に個人情報を含むデータが保存されていた。

今後、同様の事案が起きないように再発防止策を講じて、適切な物品管理に努める。

1 紛失の時期、場所、物品

- | | | |
|-------------------------|----------------|-----------|
| ・10月4日～5日（紛失判明10月5日） | 米子市都市整備部道路整備課 | デジタルカメラ3台 |
| ・10月5日～6日（紛失判明10月6日） | 米子市都市整備部住宅政策課 | デジタルカメラ1台 |
| ・10月30日～31日（紛失判明10月31日） | 米子県土整備局維持管理課 | デジタルカメラ1台 |
| ・11月6日～7日（紛失判明11月7日） | 米子市都市整備部道路整備課 | デジタルカメラ1台 |
| ・11月9日～10日（紛失判明11月10日） | 鳥取県住宅供給公社西部事務所 | デジタルカメラ1台 |
- ※いずれも、使用後、キャビネット等で保管しないまま退庁し、翌日以降に紛失に気付いたもの。

2 発生原因

紛失したデジタルカメラは、いずれも使用後、本来であればキャビネット等で保管すべきところを定位置に戻さないまま退庁しており、物品管理が徹底されていなかった。

庁舎移転時期と重なったため、カメラの紛失が明確になるまでに時間を要し、対応が遅れたことが、複数事案の発生につながった。

3 経緯（判明経緯及びこれまでの対応）

- | | |
|------------------|---|
| 11月8日（水） | ・米子市から西部総合事務所県民福祉局に米子市道路整備課及び住宅政策課で計5台のデジタルカメラが不明となっている旨の連絡。 |
| 11月13日（月） | ・西部総合事務所環境建築局建築住宅課から西部総合事務所県民福祉局に公社西部事務所デジタルカメラを紛失した旨の報告があり、公社西部事務所から聞き取り。
（概要）11月9日の夕方にデジタルカメラを使用し、保管場所に保管しないまま退庁。
翌日10日の14時頃に、前日の画像を確認しようとした際に、紛失に気付いた。SDカードには個人情報を含むデータが保存されていた。 |
| 11月17日（金） | ・3号館において、デジタルカメラが続けて紛失したことから、米子県土整備局で状況確認をしたところ、同局維持管理課でデジタルカメラ1台が紛失していることが判明。 |
| 11月20日（月） | ・公社西部事務所が米子警察署に遺失物が届いていないかを確認したところ、届けはなく、その場で遺失届出書を提出。 |
| 11月21日（火）～22日（水） | ・西部総合事務所職員に対し、物品管理の徹底等の指示を行う（米子市も同様）とともに、米子市とともに米子警察署に遺失届出書を提出。
・警察に被害届を提出。 |

4 漏洩した可能性のある個人情報

公社西部事務所のデジタルカメラのSDカードには、次の個人情報を含む画像が保存されていた。

- ・令和2年6月から令和5年11月に実施した県営住宅の入居者抽選会（34回分）の入居申込者の氏名、申込んだ団地名・部屋番号及び抽選結果 150名分
- ・公社西部事務所は、該当者に対して謝罪文を送付するとともに、電話で直接説明・謝罪を行った。

5 再発防止策

次の事項について、職員に周知・徹底した。

- ・デジタルカメラ、スマートフォンなどの小型電子機器等については、消耗品であっても施錠可能なロッカー等に保管し、その利用状況等については、管理簿を作成し記録すること。
- ・小型電子機器等に記録したデータについては、パソコン等に移行後に迅速に削除すること。
併せて、機器返却時にはデータ消去済であることを管理簿に記録し、物品管理主任等が確認を行うこと。
- ・個人情報を含む文書や備品、金券類等について「個人情報流出防止の手引き」「物品事務処理要領」に基づき適正に取り扱うことを改めて確認すること。
- ・全ての入居団体等に対し、庁舎の不調、物品の紛失等が判明した段階で速やかに西部総合事務所県民福祉局に連絡することを周知した。